

入院患者の面会に関する規程

(目 的)

第 1 条 本規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保と感染対策および安全管理、1日も早い回復を支援する観点から、適切な面会の運用を行うことを目的とする。

(面会時間)

第 2 条 入院患者に面会することができる時間は 14 時～17 時(最終受付 16:30 まで)とし、面会時間は 20 分以内とする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所・受付)

第 3 条 入院患者の病室内または病棟ラウンジとする。

2 面会者は1階の総合案内で手続きを行い、病棟スタッフに声をかけてから入室する。

(面会の条件)

第 4 条 面会者は下記の条件を遵守する。

1. 面会者は必ず不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生(手洗いまたはアルコール消毒)を行う。
2. 発熱や風邪症状、消化器症状(下痢、吐き気、嘔吐)がある方、または5日以内に感染症患者との濃厚接触がない。
3. 1回の面会は 16 歳以上の家族または親族 2 人までとする。

(面会者の遵守事項)

第 5 条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2. 患者にお見舞い品として飲食物を持ち込む場合は、病院職員に許可を得る。
3. 酒気帯びで面会しない。また、病院敷地内での喫煙・飲酒・その他公序良俗に反する行為は行わない。
4. 面会中に喫煙すること

6. 静肅を旨とし、他の患者に迷惑となる行為。
7. 病院敷地内での喫煙や飲酒。
8. 病院の許可を得ずに患者に飲食物の差し入れをすること。
9. 生花、鉢植え、観葉植物、ドライフラワー等は持ち込まないこと。

(面会の中止・退去)

第6条 病院側が、第4条及び第5条について不適切な行為を確認した場合は、直ちに面会を中止させ、必要に応じて退去を求めることができる。

(面会の制限)

第7条 下記の場合、面会制限を行う場合がある。

1. 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室(濃厚接触者)であった場合。
2. 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
3. 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
4. 主治医が患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合

(周知方法)

第8条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

1. 入院時の説明
2. 院内掲示
3. 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

宇城総合病院 令和8年4月1日 策定